

## 西宮市感染症対策連携協議会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第10条第14項の規定による西宮市感染症予防計画（以下「予防計画」という。）に基づき、関係団体、関係機関等が緊密な連携協力体制のもと、平時より感染症の発生予防及びまん延防止の施策の実施に必要な情報を共有するとともに、新感染症発生時等における関係団体、関係機関等の各役割分担を明確化し迅速な対応を図り、一層の感染症対策を推進させることを目的として、西宮市感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 予防計画に関すること
- (2) 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備に関すること
- (3) 予防計画の実施にかかる連携の緊密化に関すること

### (組 織)

第3条 協議会は健康福祉局長により指名された別表に定める関係団体、関係機関等で選任されたもので構成する。

### (座 長)

第4条 協議会の議事を進行するため、委員の互選により、座長を選任する。

- 2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。
- 3 座長は、参考人として、関係行政機関の職員、その他議事に関係のある者を会議に出席させ、意見を述べさせることが出来る。

### (代理出席)

第5条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。
- 3 第1項の代理者は、委員とみなす。

### (任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することは妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (事務局及び庶務)

第7条 協議会の事務局は保健所に置き、その庶務は保健総務課が行う。

(部会の開催)

第8条 専門的な協議事項の一部について、協議が必要な場合は部会を開催することができる。

(会 議)

第9条 協議会の会議は、年一回以上、健康福祉局長が招集する。

2 部会の会議は、必要に応じて保健所長が招集する。

(報償費)

第10条 委員が会議に出席した場合は報償費を支給する。

2 前項の報償費は、出席に応じて、その都度支給する。

3 委員のうち国及び地方公共団体に属する常勤の職員であるものに対しては、報償費は支給しない。

4 委員の報償費の額は、12,400円(税抜)とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は令和6年4月1日から実施する。

別表

医療提供体制検討部会	西宮市医師会
	西宮市歯科医師会
	西宮市薬剤師会
	兵庫医科大学病院
	兵庫県立西宮病院
	西宮市立中央病院
	訪問看護ステーションネットワーク西宮
	消防局 警防部 救急課
危機管理体制検討部会	総務局 危機管理室 防災危機管理課
	総務局 人事部 人事課
	総務局 デジタル推進部 デジタル推進課
	政策局 市長室 広報課
	消防局 警防部 警防課
	教育委員会 教育総括室 教育総務課
	環境局 環境事業部 環境衛生課
	環境局 環境総括室 斎園管理課
保育所・学校園等感染対策検討部会	こども支援局 子育て支援部 育成センター課
	こども支援局 子育て事業部 保育所事業課
	こども支援局 子育て事業部 保育幼稚園支援課
	教育委員会 学校教育部 学校保健安全課
福祉施設等感染対策検討部会	健康福祉局 福祉総括室 法人指導課
	健康福祉局 生活支援部 生活支援課